

ドイツ連邦議会「現代医療の法と倫理」審議会答申目次
**Schlussbericht der Enquete-Kommission "Recht und Ethik
der modernen Medizin" (2002年5月)**

はじめに

A 序文

B 倫理的な準拠点と法的な準拠点〔上巻第 部〕

1 人間の尊厳と人間の諸権利

1.1 「人間の尊厳」概念の歴史とその根拠について

1.2 国際法概念としての「人間の尊厳」

1.3 憲法の原則としての「人間の尊厳」

1.4 「人間の尊厳」の内容に関わる論点

1.4.1 「人間の尊厳」の保護は誰に対して妥当するか？

付論 試験管内のヒト胚を扱う際の倫理的な規準

ヒト胚は無条件の保護に値するという立場

ヒト胚は発達段階に応じて保護に値するという立場

共通点と差異

1.4.2 「人間の尊厳」の保護はどんな内容をもつか？

1.4.3 「人間の尊厳」を保証することが他の基本的な諸権利に対してもつ関係

2 個人倫理の準拠点と社会倫理の準拠点

2.1 法の基礎としての、道徳的確信と倫理的規準

2.2 医療における、合意可能な道徳的確信と倫理的規準

2.2.1 個人に関して

2.2.1.1 道徳的な基本的な確信と基本的な諸権利

2.2.1.2 医療倫理学の諸原理

2.2.1.3 研究倫理学の諸原理

2.2.2 社会的な相互性に関して

2.2.2.1 制度倫理学としての社会倫理学

2.2.2.2 諸構造についての倫理学としての社会倫理学

2.2.2.3 正義

2.2.2.4 自由と自己決定

- 2.2.2.5 同権と非差別
- 2.2.2.6 連帯
- 2.2.2.7 参加
- 2.3 法と倫理

C テーマ別各論

- 1 着床前診断〔下巻第 部 詳細目次は下巻〕
 - 1.1 はじめに
 - 1.2 体外受精と着床前診断
 - 1.3 着床前診断との関わりにおける出生前遺伝子診断の経験
 - 1.4 着床前診断

- 2 遺伝子情報〔上巻第 部〕
 - 2.1 〔遺伝子検査と遺伝子情報をめぐる〕状況
 - 2.1.1 関連科学をめぐる現状
 - 2.1.1.1 発展の歴史と方法の開発
 - 2.1.1.1.1 概念の説明
 - 2.1.1.1.2 発展の歴史
 - 2.1.1.2 応用と需要
 - 2.1.1.2.1 個人に対する、診断および予防を目的とした検査
 - 2.1.1.2.1.1 細胞遺伝学的検査と分子遺伝学的検査
 - 2.1.1.2.1.2 診断的検査 対 予測的検査
 - 2.1.1.2.1.3 出生前検査
 - 2.1.1.2.2 遺伝子集団検査(スクリーニング)
 - 2.1.1.2.3 薬理遺伝学的診断
 - 2.1.1.3 将来的に予想される発展
 - 2.1.1.3.1 検査実施の拡大
 - 2.1.1.3.2 診断の可能性と治療の余地との間にある隔たり
 - 2.1.1.3.3 DNAチップ技術
 - 2.1.2 国内外の法的規制

- 2.2 議論状況と評価
 - 2.2.1 全般的な視点
 - 2.2.1.1 遺伝子情報の特殊性
 - 2.2.1.2 知る権利と知らないでいる権利

- 2.2.1.3 自発性の原理
- 2.2.1.4 差別からの保護
- 2.2.1.5 情報保護
- 2.2.2 特殊な適用分野、および特殊な問題をはらんだ領域
- 2.2.2.1 遺伝子診断と職場医療
- 2.2.2.1.1 職場医療上の検査
- 2.2.2.1.2 職場医療における遺伝子検査の導入
- 2.2.2.1.3 法的規制
- 2.2.2.1.4 検査の目的
 - 2.2.2.1.4.1 被雇用者の側から提起する分子遺伝学的検査
 - 2.2.2.1.4.2 雇用者の側から提起される分子遺伝学的検査
 - 2.2.2.1.4.3 第三者を保護するための分子遺伝学的検査
- 2.2.2.1.5 技術発達の見通し
- 2.2.2.1.6 基本的な保護目標
 - 2.2.2.1.6.1 自発性の原理
 - 2.2.2.1.6.2 労働安全衛生のための客観的な措置 対 被雇用者の選別
 - 2.2.2.1.6.3 差別防止
 - 2.2.2.1.6.4 情報保護
- 2.2.2.2 遺伝子診断と保険
 - 2.2.2.2.1 遺伝子検査とリスク査定
 - 2.2.2.2.2 保険分野への遺伝子分析の導入
 - 2.2.2.2.3 法的規制
 - 2.2.2.2.4 将来展望
 - 2.2.2.2.5 保険分野における遺伝子検査利用の拡大がもたらすもの
 - 2.2.2.2.5.1 情報について自己決定する権利と知らないでいる権利
 - 2.2.2.2.5.2 遺伝子差別
 - 2.2.2.2.5.3 検査実施への影響
 - 2.2.2.2.5.4 社会保険への影響
 - 2.2.2.2.5.5 逆選択の危険
 - 2.2.2.2.5.6 保険数理的公平 対 道徳的公平
 - 2.2.2.2.6 規則化の選択肢
- 2.2.2.3 人の遺伝子試料を用いた研究
- 2.2.2.4 同意能力をもたない者に対する遺伝子検査
- 2.2.2.5 遺伝子集団検診（スクリーニング）

- 2.2.2.5.1 遺伝子集団検診の利点とリスク
- 2.2.2.5.2 医療目的に役立つ検査に制限する
- 2.2.2.5.3 説明とカウンセリング
- 2.2.2.5.4 ヘテロ接合体スクリーニング
- 2.2.2.6 薬理遺伝学的診断
 - 2.2.2.6.1 安全性
 - 2.2.2.6.2 自発性とインフォームド・コンセント
 - 2.2.2.6.3 情報およびプライバシー保護
 - 2.2.2.6.4 スティグマ化と差別
 - 2.2.2.6.5 配分的正義

- 2.3 規制化の必要性と可能性、および規制の提言
 - 2.3.1 規制化の必要性と行動の必要性
 - 2.3.2 規則化のさまざまな可能性、および規制を社会のなかで徹底していくための手立て
 - 2.3.2.1 質の確保
 - 2.3.2.1.1 新しい遺伝子検査の許可
 - 2.3.2.1.2 検査実施・解釈・結果告知における質の確保
 - 2.3.2.2 医療目的に限定する
 - 2.3.2.3 医師の専属事項
 - 2.3.2.3.1 全般的な医師の専属事項、制限付の医師の専属事項、専門医の専属事項
 - 2.3.2.3.2 医師の専属事項への賛否両論
 - 2.3.2.3.3 医師の専属事項の法制化に関する本審議会の提言
 - 2.3.2.3.4 医師の専属事項と出生前遺伝子検査
 - 2.3.2.4 情報提供、説明、カウンセリング
 - 2.3.2.4.1 情報、説明、インフォームド・コンセント
 - 2.3.2.4.2 人類遺伝学的カウンセリング
 - 2.3.2.4.3 心理社会的カウンセリング
 - 2.3.2.4.4 情報提供・説明・カウンセリング〔のあり方〕と検査利用との関係との関係
 - 2.3.2.4.5 不足するキャパシティ
 - 2.3.2.4.6 情報提供・説明・カウンセリングの質が良いこと
 - 2.3.2.4.7 誰が情報提供・説明および/またはカウンセリングを行うべきか？ 必要な資格と制度的しくみ
 - 2.3.2.4.8 情報提供と説明とカウンセリングにおける質の監督
 - 2.3.2.4.9 カウンセリングを受ける義務 対 カウンセリングを提供する義務

- 2.3.2.4.10 情報と説明に対する社会的需要
- 2.3.3 遺伝診断学委員会
- 2.3.4 遺伝診断法

- 2.4 評価と提言

- D 議論と参加〔下巻第 部 詳細目次は下巻〕
- 1 民主主義的な諸要求
- 2 提言

- E 残された課題〔下巻第 部〕

- 1 規則関係
- 1.1 〔資源〕配分
- 1.2 同意能力のない者に対する研究
- 1.3 死に寄り添うことと死を助けること〔安楽死〕
- 1.4 移植医療

- 2 横断的テーマ
- 2.1 医師 - 患者関係

- F 倫理的議論をさらに前進させるための全般的な提言〔下巻第 部〕
- 1 作業方法と手続き
- 1.1 立法手続きと決定手続きに付き添う
- 1.2 議論の分かれるテーマにおける調整手続きと記述方法

- 2 公衆との対話
- 3 ドイツにおける倫理的論争の構造と外国におけるそれ

- G 付録
- 1 委員による特別な意見表明
- 1.1 「B1人間の尊厳と人間の諸権利」最終文書についての Rainer Beckmann, Prof. Dr. Honnefelder, Hubert Hüppe, Dr. Otmar Kloiber, Werner Lensing, Prof. Dr. Johannes Reiter und Dr. Gerhard Scheu 委員の特別意見
- 1.2 「着床前診断」章「C 1.4.5.2 提言」についての Werner Lensing 委員の特別意見

1.3 「現代医療の法と倫理」審議会答申全体についての **Monika Koche** 委員の特別意見

2 委員による寄稿

2.1 Prof. Dr. Linus Geisler: 変貌しつつある医師 - 患者関係 対話原理の強化

2.2 Prof. Dr. Ernst Luther/Dr. Ilja Seifert: 健康・病気・障害についての社会の認識

3 文献一覧

4 用語説明

(以下略)